

議案第93号

令和8年度 安曇野市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度安曇野市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,038,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年9月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,037,816	200,000	6,237,816
	2 国庫補助金	1,995,146	200,000	2,195,146
19 繰入金		4,227,334	10,000	4,237,334
	2 基金繰入金	4,225,557	10,000	4,235,557
22 市債		3,959,000	100,000	4,059,000
	1 市債	3,959,000	100,000	4,059,000
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		36,503,850	0	36,503,850
歳 入 合 計		50,728,000	310,000	51,038,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		1,500	310,000	311,500
	1 土木施設災害復旧費	1,500	310,000	311,500
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		50,726,500	0	50,726,500
歳 出 合 計		50,728,000	310,000	51,038,000

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理による明科農産物加工交流施設管理業務	令和9年度から令和13年度まで	17,980
指定管理による自然体験交流センター管理業務	令和9年度から令和13年度まで	42,598
指定管理による豊科南部総合公園（安曇野市総合体育館含む）管理業務	令和9年度から令和13年度まで	477,606
指定管理による権現宮マレットゴルフ場管理業務	令和9年度から令和13年度まで	16,120
指定管理による穂高立足マレットゴルフ場管理業務	令和9年度から令和13年度まで	7,140
指定管理による三郷黒沢マレットゴルフ場管理業務	令和9年度から令和13年度まで	9,065
指定管理による豊科水辺公園マレットゴルフ場及び豊科水辺マレットコース18管理業務	令和9年度から令和13年度まで	9,110

第3表 地方債補正

1追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧事業債	100,000	証書借入	3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第94号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷畜産活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市三郷畜産活性化施設
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科5565番地4
株式会社 綿半三原商店
代表取締役社長 北沢 智洋
- 3 指定の期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年9月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第95号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市明科農産物加工交流施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市明科農産物加工交流施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科七貴9334番地1

安曇野あかしな農産物加工交流ひろば組合Ebeya（えべや）

代表 平林 千代

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

令和8年9月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 96 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野しゃくなげの湯）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野しゃくなげの湯

2 指定管理者の住所及び名称

静岡県静岡市葵区千代田 7 丁目 1 番 29 号

株式会社 ユアーズ静岡

代表取締役 高田 学

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 97 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市自然体験交流センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市自然体験交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科中川手 3951 番地 1

一般社団法人フィールドユニオン長野

代表理事 安藤 太郎

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 98 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（安曇野市有明荘）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 赤沼 健至

3 指定期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に変更する

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科南部総合公園（安曇野市総合体育館含む））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科南部総合公園（安曇野市総合体育館含む）

2 指定管理者の住所及び名称

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

フクシ・A & S 共同事業体

代表者名 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 100 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市権現宮マレットゴルフ場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市権現宮マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高 8425 番地 1

穂高マレットゴルフ協会

会長 佐藤 喜四郎

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 101 号

公の施設の指定管理者の指定について(安曇野市穂高立足マレットゴルフ場)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高立足マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 5734 番地 10

立足マレットゴルフ同好会

会長 松井 永弘

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 102 号

公の施設の指定管理者の指定について(安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷温 4372 番地 51

三郷マレットゴルフ協会

会長 倉科 清富

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 103 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場及び安曇野市豊科水辺マレットノース 18）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場

安曇野市豊科水辺マレットノース 18

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4586 番地 18

豊科マレットゴルフ協会

会長 金子 忠光

3 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第104号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	安曇野市	
氏 名	西村 康正	

令和8年9月18日 提出

安曇野市長 中山 栄樹

議案第 105 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- | | | | |
|---|-----|-------|--|
| 1 | 住 所 | 安曇野市 | |
| | 氏 名 | 望月 静美 | |
| 2 | 住 所 | 安曇野市 | |
| | 氏 名 | 平井 晶子 | |
| 3 | 住 所 | 安曇野市 | |
| | 氏 名 | 二木 由美 | |
| 4 | 住 所 | 安曇野市 | |
| | 氏 名 | 平倉 秀一 | |
| 5 | 住 所 | 安曇野市 | |
| | 氏 名 | 中野 道夫 | |

令和 8 年 9 月 18 日 提出

安曇野市長 中山 栄樹